参考資料「令和７年度フィーダー系統確保維持計画」

令和６年６月１８日

（名称）小樽市地域公共交通活性化協議会

## １．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

小樽市の公共交通は鉄道、路線バス、タクシーで構成されており、市内を東西に走る鉄道や広域バス路線が幹線の役割を果たし、さらに市内にくまなく張りめぐらされたバス路線網のほかタクシーが、通勤・通学・通院・買い物等、市民生活に関連した地域内の移動手段として欠かせない役割を果たしている。

しかし、市内の路線バスは、人口減少による利用者減少や地形的要因により運行経費がかさむことなどにより、年々収支が悪化し、維持が困難な状況となっているため、地域内フィーダー系統補助等を活用し、地域住民の移動手段を維持・確保していく必要がある。

なお、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統について、「小樽ベイビュータウン線」「小樽桂岡線」「ぱるて築港線」は、JR函館線小樽駅を起点とし、「塩谷線」は同駅を経由している。また、「新光・ぱるて築港線」は、JR函館線小樽築港駅を経由し、「銭函桂岡線」は、JR函館線銭函駅を起点としている。これらの系統は、鉄道や広域バス路線による地域間の移動と地域内の移動をつなぐ重要な路線であり、これらを維持・確保することで、地域住民の生活を支える移動手段を確保するとともに、地域内外の移動時における利便性を確保することが出来る。

## ２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### （１）事業の目標

【路線ごとにおける１便当たりの利用者の目標値（前年実績値)】

| | | | |
|---|---|---|---|
| １ | 塩谷 | 22.6 人/便 | （令和５年度　21.7 人/便） |
| ２ | ぱるて築港 | 15.0 人/便 | （令和５年度　14.7 人/便） |
| ３ | 小樽ベイビュータウン | 7.5 人/便 | （令和５年度　6.1 人/便） |
| ４ | 新光・ぱるて築港 | 13.4 人/便 | （令和５年度　12.0 人/便） |
| ５ | 銭函・桂岡 | 11.4 人/便 | （令和５年度　11.2 人/便） |
| ６ | 小樽・桂岡 | 9.0 人/便 | （令和５年度　8.8 人/便） |

### （２）事業の効果

◦バス路線を維持することで、高齢者などの交通弱者にとって日常生活に必要不可欠な移動手段が確保できる。
◦市民生活の利便性が向上することにより人口の流出を防ぐとともに、市外からの移住促進に貢献することができる。

## ３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

◦バス一日乗車券の割引販売事業
◦地域公共交通ＳＮＳ戦略事業
◦協議会による利用促進策の検討
（いずれも実施主体は小樽市地域公共交通活性化協議会）

| ４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者 |
|---|
| 表１のとおり |
| ５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及び**その負担額** |
| 地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る６路線について、その運行に係る費用総額１６９，９７２千円のうち、小樽市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。 |
| ６．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法 |
| ・事業者より、利用者数などについてヒアリングを実施 |
| ７．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要<br>**【地域間幹線系統のみ】** |
| ※該当なし |
| ８．別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧<br>**【地域間幹線系統のみ】** |
| ※該当なし |
| ９．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項<br>**【地域間幹線系統のみ】** |
| ※該当なし |
| 10．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要<br>**【地域内フィーダー系統のみ】** |
| 表５のとおり |
| 11．車両の取得に係る目的・必要性<br>**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】** |
| ※該当なし |

| |
|---|
| 12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果<br>**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】** |
| （１）事業の目標 |
| ※該当なし |
| （２）事業の効果 |
| ※該当なし |
| 13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】** |
| ※該当なし |
| 14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）<br>**【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】** |
| ① 車両の代替による費用削減等の内容<br>※該当なし<br><br>② 代替車両を活用した利用促進策<br>※該当なし |
| 15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性<br>**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】** |
| ※該当なし |
| 16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果<br>**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】** |
| （１）事業の目標 |
| ※該当なし |
| （２）事業の効果 |
| ※該当なし |
| 17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】** |
| ※該当なし |

## 18. 協議会の開催状況と主な議論

１）令和６年１月１０日（水）
令和５年度第２回小樽市地域公共交通活性化協議会
主な内容　　協議事項「令和５年度小樽市地域公共交通網形成計画に係る事業計画」における「国庫補助（フィーダー系統補助）の活用」について、すべての委員から承認の回答を得た。

（２）令和６年６月６日（木）
令和６年度第１回小樽市地域公共交通活性化協議会
主な内容　　協議事項「小樽市地域内フィーダー系統確保維持計画」（案）について、すべての委員から承認の回答を得た。

## 19. 利用者等の意見の反映状況

地域住民及び利用者として参画している当協議会委員からの意見を反映。

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）北海道小樽市花園２丁目１２番１号
（所　属）総合政策部官民連携室
（氏　名）主査　阿部　一仁
（電　話）０１３４－３２－４１１１　内 525
（e-mail）　kotsu@city.otaru.lg.jp

**注意：　本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。**
**実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。**
**各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２．・３．については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。**

**※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。**